

各 位

会 社 名 GMO TECHホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 鈴木明人
(コード: 415A 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 田中誠
(TEL: 03-5489-6370)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月16日開催の取締役会において、2026年3月16日開催予定の2025年12月期（第1期）定時株主総会に、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

（1）発行可能株式総数の減少

当社は、将来の経営環境の変化に対応し得る資本政策上の柔軟性を確保するとともに、株主価値への影響も踏まえた適切な資本構成の維持を図ることが重要であると考えております。

本議案は、今後の資本政策における株式価値への影響等を総合的に勘案し、発行可能株式総数を見直すため、定款の一部を変更するものであります。

（2）A種種類株式に関する記載の削除

当社が発行したA種種類株式55株については、2025年10月20日付で普通株式を対価とする取得請求権（転換権）の行使に基づき全株式を取得し、同年12月15日付で全株式を消却いたしました。これに伴い、定款上のA種種類株式に関する記載を削除するものであります。

（3）株主総会の開催方法の定め

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンライン株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会を開催することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第7条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,651,000</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>1,650,945</u> 株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は <u>55</u> 株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第7条当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,630,000</u> 株とする。
第8条（条文省略） (単元株式数) 第9条 当会社の普通株式の1単元の株式数は <u>100</u> 株とし、A種種類株式の1単元の株式数は <u>1</u> 株とする。	第8条（現行どおり） (単元株式数) 第9条 当会社の普通株式の1単元の株式数は <u>100</u> 株とする。
第10条～第13条（条文省略）	第10条～第13条（現行どおり）
第2章の2 A種種類株式 (剩余金の配当) 第13条の2 当会社は、剩余金の配当を行うときは、当該剩余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剩余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。 2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当会社の成立の日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剩余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式	(削除) (削除)

1 株当たりの A 種優先配当金の合計額を控除した金額とする (A 種優先配当金は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。)。

3 ある事業年度において、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1 株につき A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額 (以下、「A 種累積未払配当金」という。) は翌事業年度以降に累積する。A 種累積未払配当金については、A 種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A 種種類株式 1 株につき A 種累積未払配当金の額に達するまで、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して、A 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第 13 条の 3 当会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A 種種類株式 1 株当たり、10,000,000 円に A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A 種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日 (同日を含む。) から残余財産分配日 (同日を含む。) までの日数を前条第 2 項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(削除)

(議決権)

第 13 条の 4 A 種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(削除)

(譲渡制限)

第 13 条の 5 A 種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(削除)

(普通株式を対価とする取得請求権 (転換権))

第 13 条の 6 A 種種類株主は、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、「転換請求」という。) ができるものとし、当会社は、A 種種類株主が転換請求した A 種種類株式を取得するのと引換に、第 4 項に定める数の普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

(削除)

2 初期転換価額は、1,852 円とする。

3 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行

済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \frac{\text{分割前発行済}}{\text{普通株式数}} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \times \frac{\text{分割後発行済}}{\text{普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \frac{\text{併合前発行済}}{\text{普通株式数}} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \times \frac{\text{併合後発行済}}{\text{普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \frac{\text{新たに発行}}{\text{する}} \times \frac{1\text{株当たり}}{\text{普通株式の}} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{数}} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \times \frac{\text{式の数}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）}} \\ \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）}} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）}}$$

④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式 1 株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

（2）前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種種類株主及び A 種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調

<p>整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>④ 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。</p> <p>⑤ 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>4 A 種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次とおりとする。</p>	
$\begin{array}{rcl} \text{転換請求に係る A 種種類株式の数に} \\ \text{取得と引換えに交付} & = & 10,000,000 \text{を乗じて得られる額} \\ \text{すべき普通株式数} & & \hline \\ & & \text{転換価額} \end{array}$	
<p>A 種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</p>	
<p>(現金を対価とする取得請求権（償還請求権）)</p> <p>第 13 条の 7 A 種種類株主は、2027 年 9 月 30 日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A 種種類株式 1 株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、「償還請求日」という。）における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該 A 種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき A 種種類株式は、償還請求が行われた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>2 A 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、10,000,000 円に A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第 13 条の 3 に定める A 種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A 種経過未払配当金相当額を計算する。</p> <p>(現金を対価とする取得条項（強制償還条項）)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>第13条の8</u> 当会社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p><u>2</u> A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</p> <p>（株式併合又は分割、募集株式の割当て等）</p> <p><u>第13条の9</u> 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行ない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行ない。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p><u>第14条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p><u>第14条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2</u> 当会社は、株主総会を場所の定めのない株式総会とすることができる。</p>
<p>第15条～第19条（条文省略）</p> <p>（種類株主総会）</p> <p><u>第19条の2</u> 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p><u>2</u> 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>3</u> 第14条第1項後段、第15条乃至第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>4</u> 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>第15条～第19条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第32条（条文省略）</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第32条（現行どおり）</p>

第5章 監査等委員会 第33条～第36条（条文省略）	第5章 監査等委員会 第33条～第36条（現行どおり）
第6章 会計監査人 第37条～第40条（条文省略）	第6章 会計監査人 第37条～第40条（現行どおり）
第7章 計算 第41条～第44条（条文省略）	第7章 計算 第41条～第44条（現行どおり）
附則 <u>(最初の事業年度)</u> <u>第1条 第41条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2025年12月31日までとする。</u>	(削除) <u>(削除)</u>
 <u>(最初の取締役の報酬等)</u> <u>第2条 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等</u> <u>報酬等の総額は年額150百万円以内とする。</u> <u>(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等</u> <u>報酬等の総額は年額20百万円以内とする。</u>	 <u>(削除)</u>
 <u>(本附則の削除)</u> <u>第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。</u>	 <u>(削除)</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会の開催日

2026年3月16日（月曜日）（予定）

定款変更の効力発生日

2026年3月16日（月曜日）（予定）

以 上